

センター からの

2015
11月号
隔月発行

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086 (226) 1019 (2015.11月発行)

Contents

- カニなどの魚介類を勧めるしつこい電話勧誘にご用心!
- 消費者教育コーディネート人材育成公開講座「地域連携による見守りネットワークづくり」開催のご案内
- SNSのアプリ連携を悪用する悪用する手口に注意!
- 「ウイルスを検出しました!」と音声で警告してくるホームページに注意!
- 子どもの医薬品の誤飲事故に注意!
- 平成28年12月から衣類等の洗濯表示が変わります!
- 消費生活相談事例
- ビデオ・DVDライブラリー

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999**
津山分室 …… **0868 (23) 1247**

火曜日～日曜日 9:00～16:30

月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **局番なし 188** (身近な消費生活相談窓口につながります。)

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月第3日曜日掲載** (変更される場合があります。)

●岡山県消費生活センターTwitter アカウントID **@SyohiOkayamaken**

カニなどの魚介類を勧めるしつこい電話勧誘にご用心!

突然、「いいカニが入ったので、以前買っていただいた方に連絡をしています。」などと、電話で勧誘を受け、断ったにもかかわらず、「値引きします」、「サービスします」、「金賞をとったカニです」などとしつこいセールストークに根負けして購入してしまった経験はありませんか?



トラブルにあわないためのポイント

1. 突然の電話勧誘に御用心! 知らない事業者とは取引しないこと!

見知らぬ業者からの突然の電話には御用心。連絡先を必ず聞きましょう。答えない事業者とは取引してはいけません。

2. 遠慮は無用! 断るときは、きっぱりと! しつこい電話勧誘は切るのが一番!

「要らない」と断っているのに、しつこく勧誘することは法律で禁止されています。不要なときは、「要りません! 電話もしないでください!」ときっぱり断りましょう。それでも勧誘をするのは法律違反です。思い切って電話を切りましょう!

3. 電話勧誘で断りきれず購入してしまったら…

カニなどの生鮮食品もクーリング・オフができます。8日間以内なら、クーリング・オフ(契約解除)が可能です。お近くの消費生活センターへご相談ください。また、クーリング・オフ期間を過ぎていても、契約を解除できる場合がありますので、諦めずに相談しましょう。

4. 家族や地域、友人とのつながりをいかし、お声掛けと心配りを!

高齢者が被害にあいやすい傾向があります。高齢者の被害を防止するためには、日頃からの周囲との交流や互いの心配りが不可欠です。地域のネットワークなどを上手に活用して、被害の未然防止や拡大防止につなげましょう。

消費者教育コーディネート人材育成公開講座

「地域連携による見守りネットワークづくり」開催のご案内

日時: 平成28年1月27日(水) 13:00～16:00

場所: きらめきプラザ会議室

一般参加者60名
を募集します。

※詳細については、後日、ホームページ等でお知らせします。

SNSのアプリ連携を悪用する悪用する手回に注意!

～あなたが悪質投稿の発信者に!!～

FacebookやTwitterなどのSNSの投稿や広告で見かけた「心理テスト」、「診断アプリ」や「占いアプリ」などを利用するために「アプリの連携」を設定していませんか。こうした連携アプリの中には、あなたの基本データや位置情報、友だちリストなどのプライバシー情報を勝手にアプリの開発元に提供したり、あなたの名前で勝手にスパム投稿をするなど非常に悪質なものがあるので注意してください。

SNSの連携アプリを承認する際には、「○○のアプリが以下の許可を求めています。」などのメッセージでアプリに許可する権限の一覧が表示されるので、その内容を必ず確認してください。プライバシー情報を開発元に渡してでも使いたいアプリなのかどうか慎重に判断しましょう。もしも、怪しいアプリとの連携をうっかり認めてしまったときは、SNSの設定から「アプリの連携許可」を取り消してください。

また、友人が利用しているアプリが原因であなたのプライバシー情報が漏洩してしまうこともあります。「他のユーザーが使用しているアプリ」などを確認して、友人に公開する情報の範囲を設定しましょう。



「ウイルスを検出しました!」と音声で警告してくるホームページに注意!

インターネットを閲覧していたら、突然、「あなたのコンピュータでウイルスが検出された」という日本語の音声が入音から聞こえ、連絡先に電話をかけるよう促されたという相談が全国的に寄せられています。

バナー広告や自動的にページを移動させる(リダイレクト)プログラムで誘導された特定のホームページにアクセスすると、自動的に音声メッセージが再生される仕組みです。アクセスしたパソコンのウイルス感染を実際に確認しているものではありません。ウイルスを検出したと警告する音声により消費者を不安にさせ、連絡先に電話をかけさせて、遠隔操作ソフトをインストールさせようとしたり、有償ソフトウェアを購入させようとする手口ですので、不安を感じても画面に表示された連絡先には絶対に電話をかけないでください。

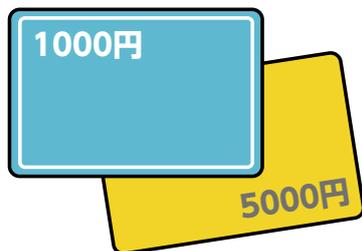
ウイルス感染の確認はセキュリティソフトでウイルススキャンを実施し、ウイルス感染が確認された場合はセキュリティソフトの指示に従って対処してください。

また、ウイルス感染へのリスクを低減させるための基本対策として、セキュリティソフトの導入のほか、利用しているソフトウェアのアップデートの実施など、日頃からセキュリティ対策を心掛けることが大切です。



●消費生活相談事例●

プリペイドカードの購入を指示する詐欺業者にご用心!



無料だと思ってアダルトサイトを閲覧したら勝手に登録完了になってしまい、慌てて連絡先に電話をしたら、「料金を支払わないと退会できない」と言われた。指示されるままにコンビニでプリペイドカードを購入してその番号を伝えてしまった。だまされたのではないかと。(倉敷市 男性)

消費者へのアドバイス

コンビニや量販店などでは色々な種類のプリペイドカードが販売されています。詐欺業者がこのようなカードを消費者に購入させ、そのカードに記載された番号や符号をメールやファクスなどの方法で伝えさせる手口で、消費者からカードの価値をだまし取るトラブルの相談が急増しています。

プリペイドカードの購入を指示した業者とは、トラブル発生後に連絡が取れなくなることが多く、業者と直接交渉して返金を求めることは困難です。また、詐欺業者は消費者からプリペイドカードに記載されている番号等を聞き出して価値を取得した後、すぐに使ってしまうため、消費者がだまされたことに気づいた時には価値が残っていないことがほとんどで、被害回復が困難です。

業者がプリペイドカードや電子ギフト券を購入するよう指示したら、詐欺だと考えてください。業者から指示されても、プリペイドカードを購入したり、カードの番号等を伝えたりすることは、プリペイドカード自体を業者に譲ってしまうのと同じことなので、絶対に行ってはいけません。

トラブルに気づいた場合には、プリペイドカードを購入したことを証明するレシートなどを手元に用意した上で、早急にプリペイドカード発行会社に連絡をしてください。プリペイドカードの発行会社への連絡が早ければ、詐欺業者が使ってしまう前に使用を停止することが可能な場合もあります。

トラブルにあってしまったときは、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVD、CD教材が加まりました。

私は、だまされない!?

～悪質商法の被害を防ぐ鉄則集～

企画・発行 東京都消費生活総合センター

高齢者の持つ「お金」「健康」「孤独」などの不安な心理を巧みに狙う悪質商法の事例を再現ドラマでわかりやすく示すとともに、被害を防ぐための“鉄則”をお伝えします。

* 貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086) 226-1019

* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

24分



高齢者向け

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/koho-v-list.html>